

育児・介護休業法 + α - 第2回 -

事務所だより

第23号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

働く女性を保護する各種制度・その1

働く女性を保護

少子化の流れに歯止めを掛けようと、国の打ち出した子育てに関する対策は数多くあります。その中で今回は、働く女性を保護し、仕事と家庭・育児の両立を支援する制度について、ライフイベントごとに紹介いたします。

母性保護を重視

雇用時

男女雇用機会均等法が施行されているからといって男性と同様に重労働を取り扱われたり、有害ガスの発散する場所で就労させることはできません。《労働基準法》

また、生理日に就労が困難な場合の休暇請求を拒むことはできません。《労働基準法》

り、有害ガスの発散する場所で就労させることはできません。《労働基準法》

妊娠（産前）時

会社（事業所）は①ないし④について本人からの申し出があれば、仕事と母体の健康管理のバランスが保てるように配慮します。

《男女雇用機会均等法》

②時間外労働、休日労働、深夜業の免除 《労働基準法》

③軽微な業務への配置換え 《労働基準法》

④出産予定日6週間前（双子以上は十四週間前）から産前休業を取得 《労働基準法》

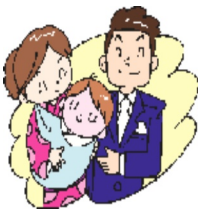
妊娠等を理由にした解雇や

不利益な取扱いは禁止されています。特に、妊娠中や産後一年以内の解雇は、会社（事業所）が妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないことを証明しない限り、原則として無効となります。

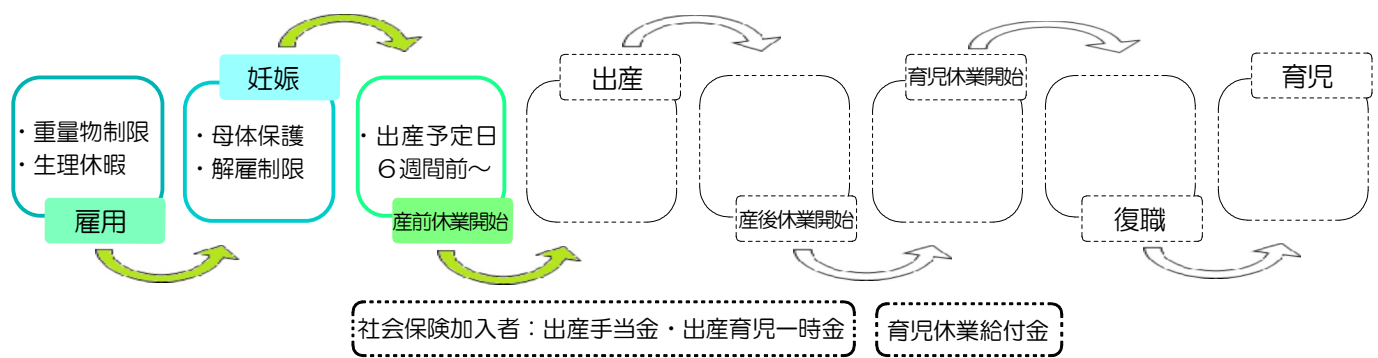
利用しやすい社会を

しかし、実際には気軽に利用できない会社（事業所）も見受けられ、誰もが子育てをしながらかつ続けることのできる社会に近づくには、まだいくつかの課題が残されています。

今回は、働く女性を保護する各種制度・その二について、掲載いたします。



ライフイベントから見た働く女性を保護する各種制度
（今月紹介した内容をカラーで表示しています）



メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。お客様の個人情報保護は、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

※受付のみとさせていただきます。回答は、受付日の翌々営業日となります。

二十四時間受付（※）
しています

★ ★ 行く時間がない方 遠くて行けない方 ぜひご利用下さい

年金事務所や年金相談センターに

黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

万一のことがあっても、

「ねんきん」
無料相談受付中

Q 実家の飲食店（個人経営）を手伝いながら、20歳から40年間国民年金保険料を納付しました。昨年12月に65歳になりましたので、老齢基礎年金を受け取っています。知人から、毎年年金額に変更されると聞きました。どの程度変更されるのですか。

年金額は毎年変わる?!

A 年金額は、平成17年の物価水準を基準にして、支給年の前年の物価変動によって毎年変更されます。しかし、過去の物価下落時には年金額を引き下げずに据え置いた経緯から、現在支給されている年金額は本来支払われる年金額よりも高い水準で計算されています。そのため、物価上昇時には年金額の変更はありません。

昨年までの物価水準は平成17年よりも0.3%上回っていましたので、年金額に変更されませんでした。今回は物価が0.7%下落し、差引き0.4%下回ったため、年金額が引き下げられることとなったのです。

厚生労働省が試算した平成23年度の年金額は、下表のとおりです。

	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
老齢基礎年金（満額・1人分）	66,008円	65,742円 (△266円)
老齢厚生年金+老齢基礎年金（※）	232,592円	231,650円 (△942円)

（※）夫が平均的収入（平均標準報酬36万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯

《参考》

平成23年度の国民年金保険料は、月額15,020円です。



書籍のご案内

昨年12月にNPO法人あったかサポートから『授業で使える 働く前に知っておきたい基礎知識（教科書版）』が発行されました。

本書は、新しく職業に就いたときに役立つ労働や社会保障に関する基礎知識を、できるだけコンパクトにまとめ、授業のサブテキストとして利用できるように「生徒用Q&A」「教師向け解説」で構成しています。また、これから労働法や社会保障関係について勉強される方への入門テキストとしてもおすすめします。



定価1,050円(税込)
全150頁

発行所：NPO法人
あったかサポート
発売：株式会社 阿吽社

※ 本書の執筆者として参加しています。
「第3章 労働条件の確認
Part I 求人票、労働条件通知書」を担当



一〇日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
三〇日

四月の労務手続
「提出先・納付先」

○預金管理状況報告の提出
「労働基準監督署」
○労働者死傷病報告の提出
(休業四日未満、一月～三月分)
「労働基準監督署」
○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

三月半ばに、自分の説得&交渉力の無さを実感する出来事が二件続けて起こりました。「今頃になって気付くなんて」とマイナス思考になりつつ、「今、気付かせてもらえた」とのプラス思考が交差しているうちに、社会保険労務士開業三年目に入ります。
(さん)

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>